

無線LANモデムサービス利用規約

株式会社長崎ケーブルメディア

目次

第1条（総則）	2
第2条（サービスの内容等）	2
第3条（利用申込）	2
第4条（料金の支払等）	3
第5条（無線LANモデム）	3
第6条（接続設定）	4
第7条（故障等）	4
第8条（サービスの解約）	4
第9条（サービスの終了等）	4
第10条（無線回線による制約）	5
第11条（免責）	5
第12条（協議）	5
附 則	5

第1条（総則）

株式会社長崎ケーブルメディア（以下「当社」といいます。）は、当社のインターネットサービス（HFCサービス）及びn c mスマートBOXサービス（HFCサービス）の加入者を対象に提供する「無線LANモデムサービス」（以下「本サービス」といいます。）に関して、当社所定の申込手続を完了し利用する者（以下「利用者」といいます。）に対し、以下のとおり無線LANモデムサービス利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めるものとします。

2 利用者は、本規約のほか、定めのない事項については、長崎ケーブルメディア 総合契約約款、インターネットサービス利用規約、n c mスマートBOXサービス利用規約（以下「約款等」といいます。）が適用されることを確認するものとします。

3 当社は、本規約を変更することがあります。なお、この場合には、変更後の新規約を適用するものとします。

第2条（サービスの内容等）

本サービスは、当社の有線放送設備の同軸回線を用いて、当社の保有する無線LAN（Wi-Fi）機能を内蔵した端末接続装置（以下「無線LANモデム」といいます。）を利用者に貸与するサービスです。

2 本サービスの利用にあたり、無線LANアダプター（無線LANカード、無線LAN内蔵パソコン等）が必要となります。

3 無線LANモデムの設置作業は、当社が指定する者により行います。

4 本サービスは、当社のインターネットサービス（HFCサービス）の「ライト」、「ブロード」、「スーパー」、「ハイパー」の付加機能、又は「スマート」の標準機能として提供します。n c mスマートBOXサービス（HFCサービス）については、本サービスを標準機能として提供します。

5 当社の光サービス、n c m IPフォンサービス及びグローバルIPアドレス追加サービスとの併用はできません。

6 本サービスにおける接続対象機器は、一般的に販売されるIEEE802.11a/b/g/n準拠（Wi-Fi対応）の家庭用機器で、日本語の取扱説明書があるものとし、業務用機器については対象外とします。

第3条（利用申込）

本サービスの利用を希望する者（以下「申込者」といいます。）は、本規約に同意の上、当社所定の手続に従って利用申込を行うものとします。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、申込者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、その利用申込を承認しないことがあります。また、当社は承認後においても次の各号のいずれかに該当する事実が判明した場合には、違約の責を負うことなく、その

承認を取消することができるものとします。

(1) 申込内容に虚偽、誤記又は記入漏れがあった場合

(2) 申込者が、当社のインターネットサービス（HFCサービス）又はn c mスマートBOXサービス（HFCサービス）の加入者でない場合

(3) 申込者が、当社が提供するサービスの料金の支払を怠っている場合、又は怠るおそれがあると当社が判断した場合

(4) 当社が、申込者を利用者とするのが技術上著しく困難である、又は業務の遂行上著しい支障があると判断した場合

(5) その他、当社が申込者を利用者とするを不相当と判断した場合

3 インターネットサービス（HFCサービス）を利用中の加入者が本サービスを申込の場合は、当社にて設置、貸与している端末接続装置を交換するものとします。なお、交換に関する費用については、加入者が負担するものとします。

第4条（料金の支払等）

利用者は、当社がインターネットサービス利用規約に定めるインターネットサービス料金表に規定する本サービスの利用料金、手続に関する料金及び工事に関する費用を当社に支払うものとします。

2 インターネットサービス（HFCサービス）の加入者は、当社が本サービスの提供を開始した日の属する月の翌月から起算して、本サービスの解約があった日の属する月までの期間（提供を開始した日の属する月と解約又は廃止があった日の属する月が同一の月である場合は1ヶ月間とします。）については、本サービスの利用料金を当社に支払うものとします。なお、本サービスが月の途中で解約された場合、理由の如何を問わず当該月に係わる利用料金は減額されないものとします。

第5条（無線LANモデム）

利用者は、無線LANモデムからLANケーブルによる有線接続及び無線LAN接続によって利用者端末をインターネットに接続するものとします。

2 利用者は、必要に応じて、当社から指定された識別符号により無線LANモデムの設定を行うことができます。ただし、当社は、利用者が変更した無線LANモデムの設定に関して、通信の保証はいたしません。

3 本サービスは、無線LANモデム標準仕様の暗号化技術を用いた接続を推奨します。

4 無線LANモデムは、本体の初期化操作によって出荷時の状態に戻すことができます。その場合、利用者が変更した無線LANモデムの設定を復元することはできません。

5 当社は、利用者宅に設置する無線LANモデムの障害の切分けのため、無線LANモデムの設定変更又は設定情報の初期化を利用者に依頼する場合、又は当社にて実施する場合があります。

6 その他、無線LANモデムの取扱いは、約款等の記載に準じます。

第6条（接続設定）

無線LANモデム接続後の利用者端末等への接続設定等は、利用者にて行うものとします。

2 利用者端末等には、DHCP（Dynamic Host Configuration Protocol）によりネットワークアドレス（IPアドレス）を取得する設定を行うものとします。

3 利用者が無線LAN接続を行う場合、当社が設定したWPS（Wi-Fi Protected Setup）方式及びSSID（Service Set Identifier）、WPA（Wi-Fi Protected Access）暗号キーの入力による方式によって、無線LANモデムに接続するものとします。

4 本サービスは、全ての通信機器の無線LAN接続を保証するものではありません。

第7条（故障等）

利用者は、無線LANモデムに故障、破損又は紛失が生じた場合、速やかにその旨を当社に通知するものとします。

2 利用者は、当社の責によらない無線LANモデムの故障、破損又は紛失について、インターネットサービス利用規約に定めるインターネットサービス料金表又はncmスマートBOXサービス利用規約に定めるncmスマートBOXサービス料金表に規定する損害金を当社に支払うものとします。

3 無線LANモデムを交換した場合は、SSID及び暗号キーが変更となります。この場合、利用者端末の設定は、利用者にて行うものとします。

第8条（サービスの解約）

利用者は、本サービスを解約しようとするときは、当社所定の方法にてその旨を通知するものとします。

2 本サービスの解約にあたり、無線LANモデムの交換又は撤去に関する費用については、利用者が負担するものとします。

第9条（サービスの終了等）

当社のインターネットサービス（HFCサービス）又はncmスマートBOXサービス（HFCサービス）の加入者でなくなった場合は、本サービスも終了します。

2 当社は、事前に通知をした上で、本サービスの全部又は一部の提供を中止することができるものとします。

第10条（無線回線による制約）

本サービスにおいては、次の各号の事由により、無線回線を利用した通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態又は本サービスが全く利用できない状態となることがあります。

- （1）電気製品及び特殊医療機器等からの電磁波等の発生による電波障害及び電波干渉等
- （2）遮蔽物による電波障害
- （3）利用者端末の故障

第11条（免責）

当社は、次の各号のほか、利用者の故意又は過失により生じた損害に対して、いかなる責任も負わないものとします。

- （1）無線LANモデムの脆弱性によって利用者が損害を被った場合
- （2）利用者端末が故障した場合
- （3）本サービスを介しての第三者による利用者端末への不正な接続、データの改ざん・漏洩、機器の破損等が生じた場合
- （4）その他、当社の責に帰することのできない事由

第12条（協議）

利用者及び当社は、本規約に定めのない事項又は本規約の各条項に疑義が生じた場合、誠意をもって協議の上、解決するものとします。

附 則

（実施期日）

本規約は、平成24年10月1日より実施します。

本規約は、平成25年2月18日より改訂の上、実施します。

本規約は、平成25年10月1日より改訂の上、実施します。

本規約は、平成26年4月1日より改訂の上、実施します。

本規約は、平成26年7月1日より改訂の上、実施します。

本規約は、平成29年8月1日より改訂の上、実施します。